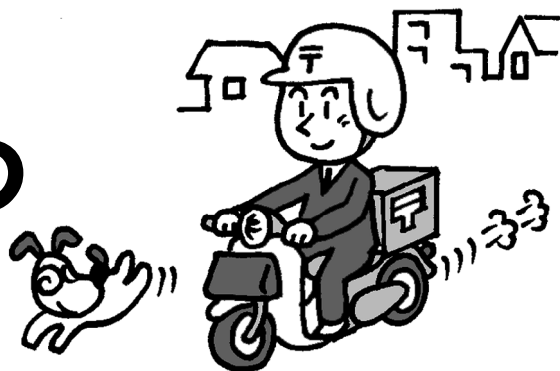


これからの日本郵政

日本共産党は、こう考えます

公的事業体として、郵便市場の規制緩和の見直しと雇用改善を



■国民サービスが大きく後退

日本共産党は郵政民営化について、ユニバーサルサービス(全国一律サービス)が守れないと反対してきました。実際に、次の様な国民サービスの後退がありました。

- ◎簡易郵便局の相次ぐ閉鎖、郵貯ATMの撤去、各種手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖、集配郵便局の統廃合
- ◎ゆうパック(旧小包)事業と日通・ペリカン便の宅配事業の統合失敗では、郵便事業に大きな損失
- ◎郵便局はアフラックのがん保険を取り扱うようになり、郵政職員に営業量を強制し、日本での契約件数を伸ばすために、異常な力の入れぶりに
- ◎株式上場(2015年11月)後、はがきや定形外郵便の値上げ(17年6月)やゆうパックの値上げ(18年3月)を公表、トール社買収の失敗で大きな損失

上場のもと、日本郵政は収益拡大策として、いっそうの事業の多角化につきすすみ、そのもとでさらなる国民サービス後退をまねきかねない状況です。

■事業の多角化やめ一社体制に

日本共産党は、民営化によって後退した郵政事業を再生するために、改めて公共の福祉の増進を目的とする公的事業体であることを明らかにしていくことを提案します。

そして、郵便貯金、簡易生命保険にユニバーサルサービスを義務付けるとともに、分社化をやめて一社体制とする、という抜本的な見直しを提案します。

また、郵政民営化とともにすすめられた郵便市場の規制緩和により、もうかる都市部へのメール便の「いいとこ取り参入」が進み、郵便市場は限界を超えたコスト競争にさらされています。

郵便事業と民間宅配業で働く労働者の非正規雇用化や、長時間で過酷な労働、低賃金といった労働条件の悪化がまん延し、人員不足も深刻です。

郵便のユニバーサルサービスの維持・向上のためにも、郵便市場の規制緩和の見直しと、非正規労働者の正社員化や均等待遇、有給休暇や手当などの格差是正など雇用改善を行うことが急務と考えます。

20条裁判の画期的勝利を力に、待遇格差をなくそう

手当・休暇なし違法 日本郵便に賠償命令

日本郵便の期間雇用社員3人が、正社員と手当や休暇で格差があるのは労働契約法違反だと訴えていた訴訟の判決が9月14日、東京地裁でありました。

春名茂裁判長は、「年末年始手当、住居手当、夏期・冬期休暇、病気休暇が時給制契約社員にまったく支給されないことは労働契約法20条に違反し、各手当の不支給には不法行為が成立する」と述べ、会社側に約92万円の支払いを命じました。

19万人の郵政の非正規労働者とともに、全国2000万人の非正規労働者に大きな影響を与える画期的判決です。

郵政で希望と誇りを持って働き続けられる職場をつくるため、今回の判決を力に、格差是正を求め、実現していきましょう。

